

○東京藝術大学教育研究評議会規則

平成16年4月1日
制定

改正	平成17年4月1日	平成19年3月28日
	平成22年5月21日	平成25年3月28日
	平成25年10月24日	平成28年3月24日
	令和4年1月28日	令和5年10月26日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第47条の規定に基づき、東京藝術大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 2人
- (3) 副学長
- (4) 各学部長
- (5) 大学院映像研究科長
- (6) 大学院国際芸術創造研究科長
- (7) 附属図書館長
- (8) 大学美術館長
- (9) 社会連携センター長
- (10) 演奏芸術センター長
- (11) 各学部の副学部長（教授に限る。）のうち、学長が指名する者 各1人
- (12) 事務局長

2 前項第11号の評議員は、当該学部長からの推薦を参考として学長が選考する。

(任期)

第3条 前条第1項第11号に掲げる評議員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、同評議員の任期の末日は、当該評議員を推薦した学部長の任期を超えることはできない。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合は、速やかに補欠の評議員を選出しなければならない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 定年退職日が前2項に規定する任期の末日前である評議員の任期は、前2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

(審議事項等)

第4条 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関するものを除く。）

- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定
又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編制に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら点検及び評価に関する事項
- (9) 法第20条第2項第3号の規定に基づき、学長から意見を求められる事項
- (10) その他本学の教育研究に関する重要事項

2 評議会は、法の定めるところにより、学長選考・監察会議の委員を選出する。
(会議)

第5条 評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、評議会を主宰する。

3 議長に事故あるとき又は欠員のときは、東京藝術大学役員会規則第4条第3項の規定に基づき、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

第6条 評議会は、原則として毎月1回、議長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上からの請求があったときは、議長は臨時に評議会を招集する。

(運営)

第7条 評議会は、評議員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の評議員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

(評議員以外の出席等)

第8条 評議員以外の役員及び言語・音声トレーニングセンター長及び芸術情報センター長は、評議会に出席することができる。

2 議長は必要に応じ、評議員でない者を評議会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 評議会の庶務は、企画総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、評議会の運営等に関し必要な事項は、評議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。